八四・六八			
はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	八四六八・一〇	手持ち式トーチ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六八・二〇	その他のガス式の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六八・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六八・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機	八四六九・〇〇	タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機械、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	八四・七〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
その他の事務用機器（例えば、謄写機、宛名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	八四・七一		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	八四・七三		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックベースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機	八四・七四		
選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	八四七四・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
破砕機及び粉砕機	八四七四・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
混合機及び捏和機			
コンクリート又はモルタルの混合機	八四七四・三一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
鉱物性物質とビチューメンとの混合機	八四七四・三二		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八四七四・三九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の機械	八四七四・八〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八四七四・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	八四・七五		
電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	八四七五・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械			
光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	八四七五・二一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八四七五・二九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八四七五・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八四・七六			
物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）			
飲料の自動販売機	八四七六・二一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	八四七六・二九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの			
その他の自動販売機			
加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	八四七六・八一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八四七六・八九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八四七六・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	八四・七七		
射出成形機	八四七七・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
押出成形機	八四七七・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
吹込み成形機	八四七七・三〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
真空成形機及びその他の熱成形機	八四七七・四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の機械（成形用機械に限る。）			
空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	八四七七・五一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八四七七・五九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の機械	八四七七・八〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八四七七・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	八四・七八		
たばこの調製用又は製造用の機械	八四七八・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八四七八・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	八四・七九		
土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	八四七九・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	八四七九・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	八四七九・三〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
綱又はケーブルの製造機械	八四七九・四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	八四七九・五〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
蒸発式空気冷却装置	八四七九・六〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
旅客搭乗橋			
空港において使用する種類のもの	八四七九・七一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八四七九・七九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇